

公的スポーツ施設整備支援事業実施要項

1 目 的

公益財団法人高知県スポーツ振興財団定款第4条(3)の規程に基づき、スポーツを実践している者に対する物的又は人的、技術的な側面からの支援を通じ、より良質なスポーツの実践機会の提供等を行うことにより、スポーツを介した健康で活力に満ちた日常生活の実現を図るものである。

具体的には、基準に適合する競技施設の整備に必要な専門性の高い知識や技術をもつ人材やそのための機材を要請に応じて、実費相当の額で提供を行い、県内のスポーツ施設の整備を促進する。

2 事業内容

(1) 支援対象施設

- ①県内の公的スポーツ施設
- ②県内の公立学校

(2) 整備支援期間

原則、平日の9時から17時までとし、詳細については協議をする。

(3) 支援職員及び機材

申込者と協議し、必要な職員数及び機材を決定する。

(4) 経費

実費相当額

3 事業実施の手順

(1) 申込み

整備支援を希望するものは、実施希望日の1箇月前までに整備支援申込書(別紙)を提出する。

(2) 協議

整備の内容、規模、場所等の確認をし、支援の人材や機材、期間、経費等詳細について協議する。

4 その他

(1) 本事業は、公共性に欠けるものについては対象としない。

(2) 当要項に明記されていない事項については、申込者と協議する。

(3) 書類の提出先

〒781-0311 高知県春野町芳原 2485 番地

高知県立春野総合運動公園管理事務所

T E L 088-841-3105 F A X 088-841-3107

(4) 提出書類様式は、公益財団法人高知県スポーツ振興財団ホームページよりダウンロードができます。 <http://www.kochi-sport.org/>(案)